

令和8年1月27日

那須塩原市長 様

主たる事務所の所在地 那須塩原市上厚崎160番地23  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人  
 那須こどもホスピスプロジェクト  
 代表者の氏名 代表理事 廣田 功  
 電話番号 070-7510-0001

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認定を受けたいので、申請します。

	現 行	変 更 後
変更の内容	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、生命を脅かす病気や小児慢性特定疾病や重度心身障がい等、LTC (Life-threatening conditions) によって治療や療養環境を必要とする状態にあるすべての<u>子どもたち</u>とその家族及び、学校に行きづらさを抱える<u>子どもたち</u>など、心身共に支援を必要とする人々に対して、医療的小児緩和ケアに関する支援活動を中心に、<u>子どもたち</u>とその家族の穏やかな日常生活の向上をサポートし、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、こども基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・若者成育支援推進法等に基づく各種支援活動及び啓発活動、小児慢性特定疾病児等への学習支援並びに自立支援や移行期医療支援、<u>子どもたち</u>の関節拘縮による緩和・体幹トレーニング等、身体機能向上への取り組み、精神的健康の回復・保持・増進に関わる専門領域での支援対応、並びに各種支援制度の情報提供を行う。</p> <p>また、虐待や置去り、貧困、ケアラー問題、孤立家庭等の<u>子どもたち</u>の様々な生きづらさを解消するための相談窓口の常設、</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、生命を脅かす病気や小児慢性特定疾病や重度心身障がい等、LTC (Life-threatening conditions) によって治療や療養環境を必要とする状態にあるすべての<u>こども達</u>とその家族及び、学校に行きづらさを抱える<u>こども達</u>など、心身共に支援を必要とする人々に対して、医療的小児緩和ケアに関する支援活動を中心に、<u>こども達</u>とその家族の穏やかな日常生活の向上をサポートし、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、こども基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・若者成育支援推進法等に基づく各種支援活動及び啓発活動、小児慢性特定疾病児等への学習支援並びに自立支援や移行期医療支援、<u>こども達</u>の関節拘縮による緩和・体幹トレーニング等、身体機能向上への取り組み、精神的健康の回復・保持・増進に関わる専門領域での支援対応、並びに各種支援制度の情報提供を行う。</p> <p>また、虐待や置去り、貧困、ケアラー問題、孤立家庭等の<u>こども達</u>の様々な生きづらさを解消するための相談窓口の常設、</p>



	<p>一時保護、送迎・配食、訪問活動、誰もが参加できる教育学習・体験学習が可能で、地域社会で応援できる第二・第三の居場所を提供する。</p> <p>更に、地域社会に暮らす人々の誰ひとり取り残さず、心豊かに生きられる社会の実現を目指した地域福祉医療保健活動全般の発展に寄与すると共に、こどもホスピス施設が地域に当たり前に認知されたインクルーシブな社会の実現を目的とする。</p>	<p>時保護、送迎・配食、訪問活動、誰もが参加できる教育学習・体験学習が可能で、地域社会で応援できる第二・第三の居場所を提供する。</p> <p>更に、地域社会に暮らす人々の誰ひとり取り残さず、心豊かに生きられる社会の実現を目指した地域福祉医療保健活動全般の発展に寄与すると共に、こどもホスピス施設が地域に当たり前に認知されたインクルーシブな社会の実現を目的とする。</p> <p><u>追加し、当法人の目的に資する活動を行う他の非営利団体との連携及び支援を通じて、地域福祉の向上に寄与する。</u></p>
	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく小児緩和ケア全般に関する事業</p> <p>(②～⑬省略)</p> <p>⑭ 一般利用者が利用可能な各施設の提供及び、什器備品類の貸出しサービス事業</p> <p>⑮ <u>その他、行政への改策提言を含む、地域の福祉医療保健活動の全般の発展に寄与する活動</u></p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく小児緩和ケア全般に関する事業</p> <p>(②～⑬省略)</p> <p>⑭ 一般利用者が利用可能な各施設の提供及び、什器備品類の貸出しサービス事業</p> <p>⑮ <u>他の特定非営利活動法人又は非営利団体に対する、当法人の目的に資する範囲での助成、協働、業務委託、情報提供、人的・物的支援等の連携事業</u></p> <p>⑯ その他、行政への改策提言を含む、地域の福祉医療保健活動の全般の発展に寄与する活動</p>
	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>3人以上6人以下</u></p> <p>(2) 監事 1人以上</p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>3人以上</u></p> <p>(2) 監事 1人以上</p>
	<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産</p> <p>(2) <u>正味財産の増額(増資)</u></p> <p>(3) 入会金及び会費</p>

	<p>(4) 事業に伴う収益 (5) 財産から生じる収益 (6) その他の収益</p>	<p>(4) 寄付金品 (5) 有形・無形固定資産 (6) 事業に伴う収益 (7) 財産から生じる収益 (8) その他の収益</p>
	<p>(事業年度) 第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(事業年度) 第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。</p>
	<p>(細則) 附 則 第55条7 学生会員は年齢に制限は設けず、入会時及び年会費更新時に学生証等で在学を確認する。</p>	<p>(細則) 附 則 第55条7 学生会員は年齢に制限は設けず、入会時及び年会費更新時に学生証等で在学を確認する。 なお、ボランティアの参加者は「登録制」とし「傷害・損害賠償保険またはリクリエーション保険」への加入を義務とする。</p>
	<p>(細則) 附 則 第55条8 会員の募集及び応募の時期において、12ヶ月に満たない場合は、毎年3月31日を締日とし、月単位での初年度年会費とする。</p>	<p>(細則) 附 則 第55条8 会員の募集及び応募の時期において、12ヶ月に満たない場合は、毎年12月31日を締日とし、月単位での初年度年会費とする。</p>
変更の理由	<p>法人の具体的な活動範囲・規模・人員構成の細分化に伴い法人運営を円滑にするため、以下の7項目について変更・追加する必要が生じたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条 目的内の表示文字の変更（子どもたち→こども達）及び目的の追加</li> <li>・第5条 事業の種類追加（㊿ 他非営利活動団体との協働、委託、連携など）</li> <li>・第13条 役員数の上限を撤廃</li> <li>・第39条 正味財産の増額について、有形・無形固定資産の項目を追加</li> <li>・第48条 事業年度を、3月31日から12月31日へ変更</li> <li>・第55条7 ボランティア参加者の登録制と、各種保険への加入義務</li> <li>・第55条8 会員募集及び募集時期を、3月31日から12月31日へ変更</li> </ul>	
変更しようとする時期	令和8年1月1日	
その他の事務所の所在地	無し	

備考

- 1 「変更の内容」の欄には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の違いを明らかにして記載すること。
- 2 「変更しようとする時期」の欄には、変更しようとする時期を定めている場合のみ記載すること。



---

# 定 款

---



2026年1月(第3、5、13、39、48、55条変更)

特定非営利活動法人

那須こどもホスピスプロジェクト

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 那須こどもホスピスプロジェクト という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 栃木県那須塩原市 に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生命を脅かす病気や小児慢性特定疾病や重度心身障がい等、LTC (Life-threatening conditions) によって治療や療養環境を必要とする状態にあるすべてのこども達とその家族及び、学校に行きづらさを抱えるこども達など、心身共に支援を必要とする人々に対して、医療的小児緩和ケアに関する支援活動を中心に、こども達とその家族の穏やかな日常生活の向上をサポートし、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、こども基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・若者成育支援推進法等に基づく各種支援活動及び啓発活動、小児慢性特定疾病児等への学習支援並びに自立支援や移行期医療支援、こども達の関節拘縮による緩和・体幹トレーニング等、身体機能向上への取組み、精神的健康の回復・保持・増進に関わる専門領域での支援対応、並びに各種支援制度の情報提供を行う。

また、虐待や置去り、貧困、ケアラー問題、孤立家庭等のこども達の様々な生きづらさを解消するための相談窓口の常設、一時保護、送迎・配食、訪問活動、誰もが参加できる教育学習・体験学習が可能で、地域社会で応援できる第二・第三の居場所を提供する。

更に、地域社会に暮らす人々の誰ひとり取り残さず、心豊かに生きられる社会の実現を目指した地域福祉医療保健活動全般の発展に寄与すると共に、こどもホスピス施設が地域に当たり前に認知されたインクルーシブな社会の実現を目的とする。

追加し、当法人の目的に資する活動を行う他の非営利団体との連携及び支援を通じて、地域福祉の向上に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動

- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく小児緩和ケア全般に関する事業
- ② 小児慢性特定疾病児童等への学習支援並びに自立支援事業及び、移行期医療支援事業
- ③ 小児在宅介護・訪問看護に伴う事業及び、送迎を含む生活支援事業
- ④ 子どもたちの関節拘縮の緩和・体幹トレーニング等、身体機能向上への取り組み事業
- ⑤ 精神的健康の回復・保持・増進に関わる専門領域での支援対応事業
- ⑥ 学校等に行きづらさを抱える子どもたち等、支援を必要とする人々に対する支援事業
- ⑦ 主に子どもたちへの食事の提供に付随し、栄養管理に伴う健康管理支援事業
- ⑧ 療養・療育が必要な子どもたちとその家族が宿泊するためのレスパイト事業
- ⑨ 難病を抱える子どもたちとその家族、医療機関または支援者のための交流ネットワーク事業
- ⑩ 各種支援制度の情報提供サービス、並びに各種相談支援・手続き支援・啓発活動事業
- ⑪ 子どもたちとその家族の第二・第三の居場所の提供事業
- ⑫ 教育学習支援・体験学習支援・就学支援・就労支援活動等、教育プログラム事業
- ⑬ 孤立家庭を解消する地域づくり事業
- ⑭ 一般利用者が利用可能な各施設の提供及び、什器備品類の貸出しサービス事業
- ⑮ 障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ⑯ 他の特定非営利活動法人又は非営利団体に対する、当法人の目的に資する範囲での助成、協働、業務委託、情報提供、人的・物的支援等の連携事業
- ⑰ その他、行政への政策提言を含む、地域の福祉医療保健活動の全般の発展に寄与する活動

### 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を「推進する」個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を「支援する」個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。尚、総会の議決以外に、理事会の議決やその他の機関の議決であっても、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。尚、職名は理事長のほかには代表理事、副理事長のほかには副代表理事の名称も使用することができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会又は臨時総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するためこの法人に事務局を設け必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更（但し、100万円未満の予算の追加は除く。）
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は、電磁的記録（法規則第2条）による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者若しくは、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は、電磁的記録（法規則第2条）による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 100万円未満の予算の追加または更正に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は、電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は、電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しな

ければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

### (会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

### (事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加又は更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

但し、100万円未満の予算の追加又は更正の場合には、総会に諮る必要は無く、臨時理事会による判断にて決裁が出来るものとする。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に社員総数の2分の1以上が出席し、正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産の帰属すべき者は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の出入口付近の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページ内にて掲載を行う。

なお、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、法人の主たる事務所出入口付近の掲示場に掲示すると共に、栃木県内において発行する新聞社に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	廣田	功
理事	高橋	弘美
理事	橋詰	たかね
監事	岡崎	菊花

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年度の「通常総会時まで」とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	個人	入会金	0 円	年会費	3, 000 円
(2)		団体	入会金	0 円	年会費	10, 000 円
(3)	賛助会員	個人	入会金	0 円	年会費	3, 000 円 (1 口あたり)
(4)		団体	入会金	0 円	年会費	10, 000 円 (1 口あたり)
(5)	学生会員	個人	入会金	0 円	年会費	0 円 (登録制)
- 7 学生会員は年齢に制限は設けず、入会時及び年会費更新時に学生証等で在学を確認する。  
なお、ボランティアの参加者は「登録制」とし「傷害・損害賠償保険またはリクリエーション保険」への加入を義務とする。
- 8 会員の募集及び応募の時期において、12ヶ月に満たない場合は、毎年3月31日を締日とし、月単位での初年度年会費とする。  
ただし、各会員の退会時における残月会費清算は行わない。

「変更項目」

令和 6 年 12 月 21 日

主たる事務所移転に伴い、第2条（事務所）を那須町から「那須塩原市」へ変更

「変更項目」

令和7年1月5日

- 1) 第3条（目的） : ⑮ 他の特定非営利活動法人又は非営利団体に対する、当法人の目的に資する範囲での助成、協働、業務委託、情報提供、人的・物的支援等の連携事業 の項目を追加
- 2) 第5条（事業の種類） : 追加し、当法人の目的に資する活動を行う他の非営利団体との連携及び支援を通じて、地域福祉の向上に寄与する。を追加
- 3) 第13条（種別及び定数） : 理事の定数を「3名以上」とし上限人数を廃止
- 4) 第39条（資産の構成） : 「正味財産の増額（増資）」を含む、3項目を追加
- 5) 第48条（事業年度） : 毎年3月31日から「毎年12月31日」へ変更
- 6) 第55条7（傷害保険の加入義務） : 学生ボランティアの傷害保険等への加入の義務追加
- 7) 第55条8（会員の募集応募） : 毎年3月31日から「毎年12月31日」へ変更

これは、当法人の定款の原本である。

栃木県那須塩原市上厚崎160番地23  
特定非営利活動法人那須こどもホスピスプロジェクト  
理 事 廣 田 功

特定非営利活動法人 那須こどもホスピスプロジェクト  
通常総会議事録

- 1 日 時 令和8年1月25日(日) 10時から11時まで
- 2 場 所 栃木県那須塩原市上厚崎160番地23 (ハイブリット開催：対面・オンライン)
- 3 出席者数 4名 (うち表決委任者0名)

4 審議事項

- (1) 定款の制定について
- (2) 役員の退任及び就任について
- (3) 令和7年度の事業報告書及び活動計算書について
- (4) 令和8年度の事業計画書及び活動予算書について
- (5) その他、質疑応答について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者廣田 功が開会を宣言し、本日の設立総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、廣田 功が議長に選任された。

審議の前に、議長が、議事録署名人について諮ったところ、満場一致で、北山 仁と、八木ゆかりが議事録署名人に選任された。

(1) 定款の制定について

議長は、「定款」の変更条文(案)を廣田 功に朗読させるとともに、その内容を説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

(2) 役員の退任及び就任について

議長は、「役員名簿(案)」について廣田 功に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案のとおり可決決定された。

- ・ 監事 岡崎 菊花 退任(令和7年 9月30日付け)社員は継続
- ・ 監事 八木ゆかり 就任(令和7年12月25日付け)新任
- ・ 理事 橋詰たかね 任期満了(令和7年12月31日付け)社員は継続
- ・ 理事 高橋 弘美 任期満了(令和8年 1月25日付け)社員は継続

なお、令和8年度以降の役員と社員は別紙「次年度以降の役員名簿」「前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名」のとおり。

(3) 令和7年度の事業報告書及び活動計算書について

議長は、令和7年度の「事業報告書および活動計算書（活動計算書、貸借対照表、財産目録、財務諸表の注記）」について廣田 功に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

(4) 令和8年度の事業計画書及び活動予算書について

議長は、令和8年度の「事業計画書及び活動予算書(案)」について廣田 功に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、以下2件の質疑があり意見交換した。

- ・地域のニーズがあり、収益ともなる福祉車両の「福祉有償運送の登録申請」について
  - ・日中「居場所カフェ」として開放する際の「付加価値（リクリエーション等）」について
- 上記は本年度内での課題とし、その他は異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

(5) その他、質疑応答について

議長は、その他質疑応答箇所の有無について出席者に諮ったところ、質疑回答に異議無く満場一致で可決承認された。

以上をもって通常総会の議案全部の審議を終了したので、議長は11時00分、閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に記名押印する。

平成8年1月25日

議長 廣田 功



議事録署名人 北山 仁



議事録署名人 八木ゆかり



《原本証明（謄本）》

特定非営利活動法人 那須こどもホスピスプロジェクト  
通常総会 議事録

- 1 日 時 令和8年1月25日 10時00分から11時00分まで
- 2 場 所 栃木県那須塩原市上厚崎160番地23  
オンライン（zoomにてハイブリッド開催）
- 3 出席人数 4名（うち表決委任者3名）対面1名、オンライン2名

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和8年1月25日

議 長 廣 田 功



議事録署名人 北 山 仁



同 八 木 ゆかり



これは、通常総会の議事録の謄本であることに相違ありません。

令和8年1月25日

特定非営利活動法人 那須こどもホスピスプロジェクト  
代表理事 廣 田 功



令和8年度 事業計画書  
(令和8年1月1日から令和8年12月31日まで)

特定非営利活動法人 那須こどもホスピスプロジェクト

1 事業実施の方針

生命を脅かす病気や障がい等を抱えるすべてのこども達とその家族及び、学校等に行きづらさを抱えるこども達等、心身共に支援を必要とする人々に対して、小児緩和ケアに関する活動を中心に、こども達とその家族の穏やかな日常生活の向上をサポートし、医療的ケア児支援法に基づく支援活動及び啓発活動、小児慢性特定疾病児童等の自立支援事業や移行期医療支援、こども達の関節拘縮の緩和・体幹トレーニング等身体機能向上への取組み、精神的健康の回復・保持・増進に関わる専門領域での対応、並びに各種支援制度の情報提供等を行う。

また、虐待や置去り、貧困、ケアラー問題、孤立家庭等のこども達の様々な生きづらさを解消するための相談窓口の常設、一時保護、送迎・配食、訪問活動、誰もが参加できる教育学習・体験学習が可能で、地域で応援できる第二・第三の居場所を提供する。

更に、地域に暮らす人々の誰ひとり取り残さず、心豊かに生きられる社会の実現を目指した福祉医療保健活動全般の発展に寄与すると共に、こどもホスピスが地域に当たり前に認知されたインクルーシブな社会の実現を目指す。

追加し、当法人の目的に資する活動を行う他の非営利団体との連携及び支援を通じて、地域福祉の向上に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
① 自主事業	① 講演、出前講座	通年	事務所 出先	代表1名	全参加者	10
	② 事業コンサルティング					10
	③ 相談全般					0
	④ 制度の狭間支援					0
② こどもホスピス事業	⑤ 医ケア児・難病児者・きょうだい児・家族支援	通年	事務所	職員1名	全参加者	3,726
	⑥ 学習・進学・相談支援		イベント会場			
	⑦ 就労・短時間就労支援		オンライン			
	⑧ こどもホスピスイベント・企画・運営、資材運搬、搬入、設営、撤去等・主催、共催、協賛、後援	通年	事務所	職員1名	全参加者	3,564

③ イベント 交流事業	⑨ こども関連イベント交流 ・資材運搬、搬入、設営、 撤去等の協力 ・共催、協賛、登壇等	通年	イベント 会場	職員1名	全参加者	2,160
④ 居場所 事業	⑩ 困難を抱える児童とそ の家族のレスパイト施 設（居場所カフェ）の運 営、学習・生活支援	通年	事務所	職員1名	全参加者	2,730
	⑪ 困難を抱える児童支援 （虐待・ネグレクト・貧 困・ケアラー・不登校・ ひきこもり・依存症等）	通年	事務所 相談先	職員1名	全参加者	2,325
	⑫ zoom de おはなし会 ・企画・運営、相談事業					
⑤ こども 朝ごはん食堂 事業	⑬ こども朝ごはん食堂の 運営事業	通年	事務所 連携先	職員1名 パート4名 関係者	全参加者	11,285
	⑭ こども朝ごはん食堂の 食材仕入れ及びフード ロス等に拘わる活動					3,450
⑥ 研究開発 事業	⑮ こころの見える化プロ ジェクト（産学連携）	通年	事務所 大学	代表1名	—	1,000
⑦ 廃校利活 用事業	⑯ 廃校利活用 ・医ケア児等とその家族の レスパイトハウス施設案 ・主体的サ高住運営の提案 ・短時間就労モデル事業、 宿舍付き植物工場の提案	通年	事務所 自治体 団体連携	職員1名	—	2,500
⑧ 管理部門	⑰ 認定 NPO 法人取得	通年	事務所	職員2名	—	12,918
	⑱ 事業用プラットフォーム構築					
	⑲ プレハブ増築工事					
	⑳ 法人事業活動で按分で きない費用					
	㉑ その他突発的な対応					
合計						45,678

※ 特記事項

「その他の事業」は想定していない。

令和8年度 NPO 法人那須こどもホスピスプロジェクト  
事業計画書

1. 理事・監事打ち合わせ
  - 毎月1回以上、対面またはオンラインにて進捗連絡、意見交換（合計10回以上）
2. 活動告知方法
  - 令和6年度同様、WEBサイトの「TOP ページ」または、「お知らせページ」にて詳細を毎月告知（〇〇通信、〇〇便り四半期毎に発行予定）
3. 主なイベント開催・共催・協賛または参加予定
  - 1月 在宅緩和ケアとちぎ 2026 冬合宿
  - 1月 医療だけではない 身近にあるこどものケア（登壇）
  - 2月 在宅ケアネットワーク栃木 2026
  - 4月 那須塩原市 出前講座「課題解決のためのプロジェクト基礎講座」継続
  - 7月 在宅緩和ケアとちぎ 2026 夏合宿
  - 8月 あおぞらフェスタ 2026（協賛）
  - 9月 日本小児在宅医学会 学術集会 第2回（協賛）
  - 9月 虹色フェス 2026（協賛）
  - 医療、福祉、教育、こども関連での各種イベントへの参加（年間300件以上）
4. 会員数目標（令和8年12月31日現在）
  - 正会員 個人 20、団体 5
  - 賛助会員 個人 50、団体20
  - 学生会員 個人 30（会費：0円～1,000円未満で任意）
  - 合計 個人100、団体25
5. ご寄付目標（認定NPO法人申請要件：連続達成）
  - 総人数 ① 目標：3,000円以上、100名以上 または、
  - 寄附割合 ② 事業費の20%以上
  - ご寄付額 7,500,000円以上（個人・団体）
  - ご寄付額 3,000,000円以上（クラファン支援者1000人以上目標）
6. 助成金・補助金の事業報告および用途内容
  - ① 令和7年度 那須塩原市オフィス整備費補助金（1/2） 交付申請額：67.7万円
  - ② 前田和子基金（中央共同募金会）助成福祉車両の購入費（事業報告、残金清算）
  - ③ 第3回 塩沼亮潤 大阿闍梨基金 こども朝ごはん食堂 食材費（事業報告）

- ④ 飯村平和財団（こども支援事業）こども朝ごはん食堂 食材費（事業報告）
- ⑤ ALSOK ありがとう運動財団 車いす段差解消クローラー 購入費（事業報告）
- ※ 現在申請中の助成先は複数あるものの、未可否のため計算せず

## 7. 本年度の主たる事業活動計画

### ① 自主事業

- シンポジウム、セミナー等 講演料
- 児童福祉施設、サービス付き高齢者向け住宅等、業務改善等コンサルティング
- その他、主たる事業ではない進路・身の上相談など支援事業
- 年代を問わず“制度の狭間”支援全般

### ② 医ケア児者・難病児者・きょうだい児とその家族支援事業

イ) 活動開始以来、主たる支援先は「医療的なケアが必要なこども達や、難病を抱えるこども達とその家族」であり、本年度も引き続き主たる支援活動とする。

ロ) 障がいのある方々の一般雇用に向けた「超短時間労働モデル事業」の試験的着手（真空食品加工で生産単価の向上と、就労者の賃金向上）の件  
厚労省：超短時間労働モデル事業のスキームに則り、事業所内で「規格外農産物」を真空食品加工として生産単価を向上。同時に、就労者の賃金向上を目指す。  
令和8年4月以降、「こども朝ごはん食堂」と絡めながら実施。

### ③ イベント交流事業

- 医療的なケアが必要なこども達、難病を抱えるこども達とその家族を支援するため関連イベントへ参加・協賛・協力。
  - 虐待やネグレクトなどに関連したオレンジリボン等のイベントへの参加。
  - ヤングケアラーなどに関連したイベントへの参加。
  - 不登校・引きこもり・孤立・依存症などに関連したイベント・交流会への参加。
  - 経済的に困難を抱える家庭の支援に関連したイベント・勉強会への参加。
  - その他、こども支援・親子支援・孤立家庭支援に関連したイベントへの参加。
- 以上、約300件のイベントへ参加を予定。

### ④ 居場所事業

イ) こども朝ごはん食堂を4月から開店（初年度2～3拠点程度）

ロ) 不登校児等を対象とした居場所カフェ（フリースペース）開放に向けた施設運営

ハ) 未就学児童を含む利用者の希望に応じ、

学校では教わらない「使える英会話教育」、「国公立入試・難関資格の突破方法」、「生成AI活用のためのプロンプトエンジニアの育成」を個別に有償サポート。

二) 学習・生活支援には、積極的に「オンライン」を導入することにより、家から出られないこども達の「対面の壁」を低くし、学習・生活支援を行う。

ホ) 自治体からの支援はないが、こどもを預けたい家庭（ひとり親家庭、共働き家庭）に向けた「児童育成支援拠点事業」を、利用者の利用料にて再構築し、令和8年4月より開始する。特に未就学児世帯の相談支援には社会福祉士・保育士を置く。

- へ) 夜間(20:00~22:00)の時間帯で、「zoom de おはなし会」を開催。  
但し、当初は「第2・第4木曜日」から開催。年度末には年中無休が目標。
- ト) 土日祝祭日の運営に関して  
平日の「こども朝ごはん食堂」から「zoom de おはなし会」まで通して運営するため、現在「利用者登録・告知・予約・参加・キャンセル・決済機能・個別相談」などの操作が、一元的に可能となるLINE公式(Lステップ)上で運用開始。
- チ) 子育て短期支援事業(ショートステイ)、子育て世帯訪問支援事業、ファミリーサポート、DVシェルターなど、市役所の施設確認を受け、順次事業活動を開始する。
- ⑤ こども朝ごはん食堂
- 『こども朝ごはん食堂』(年中無休)を毎朝開催しようとしている件  
当初の対象は「黒磯南高校、厚崎中学校、埼玉小学校」の児童から、順次黒磯地区の各拠点で開始(初年度:試験的な運用フェーズ、2~3拠点程度)。
  - こども朝ごはん食堂に関連し、地域で廃棄されてしまう「規格外農産物」の付加価値化(六次化)により、フードロス削減にも貢献する。
- ⑥ 研究開発事業
- イ) 研究開発事業【医学×工学】こころの見える化プロジェクト  
年度末には、実装実施段階「β版の発表」を目指す。  
産総研または大学等との連携を進め完成させる。→翌年度は大学病棟での臨床開始
- ⑦ 廃校利活用事業
- イ) 旧日光中学校、安良沢小学校の件  
令和8年4月以降、市役所のHPにて施設利用計画の告知があるとのことで、令和10年度廃校が確定している日光明峰高校の利活用も含め、日光市役所と協議再開。年間1020万人のうち750万人は日光市内に宿泊。その750万人中の「障がいを抱えるご家族が安心して過ごせるレスパイト(宿泊)施設」を提案中。  
観光宿泊者数のうち、0.1%としても「年間7,500人」の宿泊客が受け入れられ、湯治療養を兼ねた中長期滞在や、福祉車両のレンタル・送迎も視野に含む計画。
- ロ) 矢板市、旧上伊佐野小学校、川崎小学校の件  
令和6年12月より、矢板市企画政策課と意見交換。  
旧上伊佐野小学校は「100%障がい者雇用を目指した宿舍付き植物工場」を提案。  
旧川崎小学校は、入居者が主体的に暮らせる「サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)」に加え「認知症緩和ケア学術研究拠点事業」を組合せた運用を提案予定  
単なるサ高住運営ではなく、医師会・大学医学部と連携したモデル事業を提案予定
- ⑧ 管理部門
- イ) 令和8年2月以降、認定NPO法人申請に向けての取組み  
「認定NPO法人」の申請を実施し、令和8年度夏頃の登録を目指す。
- ロ) 利用者情報(個人情報)の取り扱いのためのCRM(顧客管理)、SFA(営業管理)、職員のシフトやタスク管理などのため、Salesforce等と各AI処理連携を構築する。

8. 採用計画（4月1日～：9ヶ月分）および、収支計画（12ヶ月分）

① 自主事業（課税所得分）

採用：予定なし（代表のお仕事）

内容：講演活動、出前授業、事業コンサルティングなど

対象：自治体、団体、企業など

<収支計画>

収入：31万円

支出：2万円

② 医ケア児者・難病児者支援事業（福祉車両送迎） 常勤2名

時間：9:00～16:00 6.0h @2,200円～

登録：パート1～3名（1人週1～3日：交代制） ※ 実質4～5時間提供予定

内容：① 医ケア児・難病児を見ていただきます 看護師・介護士・保健師

② きょうだい児とその家族のケア活動 児童支援員

③ 保護者・親族との面談・生活支援 心理職

対象：困難を抱える小中高生とその家族（8:00～16:00の間で利用）※ 昼食付

<収支計画>

収入：1日平均2人利用×（16,500円×270日）+助成100万=991万円

支出：昼食（平均2人×@300円×270日）16.2万

+人件費（6h×@2,200円×270日）×2名（712.8万）=729万円

③ イベント交流事業 常勤1名

時間：9:00～18:00 8.0h @1,300円～

登録：パート1～3名（1人週1～3日：交代制）

内容：こども若者・親子に関連したイベント参加、取材・動画編集、資料作成など

対象：自治体、行政機関、学校、親の会、関連団体など

<収支計画>

収入：助成130万円

支出：（イベント参加費+旅費交通費など）10万+人件費206万=216万円

④ 居場所事業（居場所カフェ・フリースペース） 常勤2～3名

時間：9:00～22:00 13.0h @1,300円～1,800円

登録：パート2～6名（1人週2～4日：交代制）

内容：① 内勤事務職（事務の傍らこども達も見ていただきます）

② 学習支援、生活支援、訪問・見守り活動、その他必要な支援活動

③ 「zoom de おはなし会」オンライン対応（20:00～22:00）

対象：放課後児童、学校に通えていない小中高生、親等の支援 ※ 昼食付

<収支計画>

収入：月額制5,000円～10,000円（土日利用）×10人利用×9ヶ月=67.5万円

+（寄付（クラファン）300万+助成金申請200万=500万）=567.5万円

支出：昼食（1日5食×@300円×270日）=40.5万

+人件費465万=505.5万円

- ⑤ こども朝ごはん食堂事業 常勤 1 名（食品衛生責任者）  
時間：6:30～9:00 2.5h @1,300 円～  
登録：パート 1～3 名（1 人週 1～3 日：交代制）  
高校生ボランティア 現在 8 名登録（朝食・昼食付き）  
内容：おにぎり＋汁物＋副菜  
対象：登校前の小中高生  
<収支計画>  
収入：月額制 5,000 円×80 人利用×9 ヶ月＝360 万円  
（前期助成確定分：75 万円仕入済み） 合計＝435 万円  
支出：お米 1200kg（80 万）＋総菜（161 万）＋人件費（104 万）≒345 万円  
プレハブ施設、プラットフォーム構築、経費など（1,128.5 万円）≒1,473.5 万円
- ⑥ 研究開発事業（こころの見える化プロジェクト）  
<収支計画>  
収入：助成金申請 50 万円  
支出：旅費交通費、学会・シンポジウム等参加費など 100 万円  
※ 但し、大学との研究開発連携合意後は、2,000 万円～5,000 万円レベルの  
開発費・臨床経費が見込まれる（JST 科学技術振興機構、日本財団等の助成事業）
- ⑦ 廃校利活用事業（日光市、矢板市）  
<収支計画>  
収入：助成金申請 80 万円  
支出：旅費交通費、パース・技術提案書・設計費用など 100 万＋人件費 150 万  
≒250 万円
- ⑧ 管理部門 常勤 1～2 名  
時間：9:00～18:00 8h @1,500 円～3,500 円  
内容：各種書類作成、WEB 系業務の調整など、戦略系マルチタスク業務  
収入：年会費 60 万＋寄付見込 1,050 万＋補助確定 150 万＋助成申請 1,255 万  
≒2,515 万円  
支出：管理部門の年間予算≒1,291.8 万円

当期収入	: 45,678,000 円（寄付見込み・助成申請予定を含む）
当期支出	: 45,678,000 円（研究開発連携費を除く）
正味増減	: 0 円
財産増額	: 30,000,000 円（寄付金・助成金・事業収益にタイムラグがあるため、運転資金として増額予定）
次期繰越	: 30,514,731 円

以上

令和8年度 活動予算書  
 令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

NPO法人那須こどもホスピスプロジェクト  
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	450,000	600,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	10,500,000		クラブ3回含む
後援会受取寄付金	6,000		
研究開発(立替準備金)	—	10,506,000	
3. 受取補助金・助成金			
補助金(那須塩原市)	677,000		カバ移転補助金
助成金(前田和子基金、ALSOK)	1,500,000		確定分
助成金(令和8年度申請分)	16,850,000	19,027,000	
4. 事業収益			
① 自主事業	310,000		課税所得
② 医ケア事業	8,910,000		
③ イベント事業	0		
④ 居場所事業	675,000		
⑤ 朝ごはん事業	4,350,000		前期助成75万含む
⑥ 研究開発事業	500,000		
⑦ 廃校事業	800,000		
委託事業(栃木県・那須塩原市)	0		
その他委託事業	0	15,545,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			45,678,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(看護師、支援員など)	14,878,000		5名 9ヶ月
法定福利費	2,231,700		15%
福利厚生費	1,487,800		10%
採用教育費(研修費用含む)	743,900		5%
雑給	240,000		ボランティア
賞与	3,306,222		2ヶ月分
退職給付費用	1,190,240		8%
人件費計	24,077,862		
(2) その他経費			
外注費(WEB関連委託費)	1,000,000		プラットフォーム構築

イベント参加費	60,000	
イベント資材費	180,000	9ヶ月分
イベント共催・協賛費	120,000	
朝ごはん食材費	2,410,000	4月～12月 9ヶ月分
荷造運賃	20,000	
水道光熱費	250,000	
資材保管賃料	120,000	12ヶ月分
旅費交通費	200,000	
燃料費	320,000	
広告宣伝費	1,000,000	広報・マシナリ等
交際費	100,000	
会議費	567,000	昼食費を含む
消耗品費	150,000	
図書費	30,000	
車両費	1,500,000	福祉車両購入費
福祉車両用電動クローラー	360,000	ALSOKありがとう財団
傷害・損害賠償保険料	240,000	利用者の保険
雑費	55,138	
その他経費計	8,682,138	

事業費計

32,760,000

2. 管理費

(1) 人件費

役員報酬	0	
給料手当（内勤）	5,040,000	2名 9ヶ月
法定福利費	756,000	15%
福利厚生費	504,000	10%
採用教育費（研修費用含む）	252,000	5%
雑給	200,000	ボランティア
賞与	1,120,000	2ヶ月分
退職給付費用	252,000	5%
人件費計	8,124,000	

(2) その他経費

外注費（ドメイン・メール・サーバ等維持費）	360,000	zoom pro含む
イベント共催費	70,000	協賛予定
家電・什器・備品等購入費	1,680,000	机移動費含む
通信費（NTT、au、so-net）	240,000	
荷造運賃	15,000	
水道光熱費	230,000	
旅費交通費	150,000	
燃料費（ガソリン代、ETC）	250,000	
広報宣伝費	60,000	PRTIME 2回
交際費	30,000	茶菓子代
会議費	10,000	公民館等利用料

消耗品費	50,000		
事務用品費	50,000		
新聞図書費	80,000		
地代家賃	720,000		6万円×12ヶ月
車両整備費・車検を含む	240,000		オイル交換等含む
保険料（火災、車両、施設内）	150,000		職員の保険含む
支払手数料	2,000		
諸会費（団体・学術）	100,000		
租税課税	40,000		法人・事業・県市民税
雑費	27,000		
顧問料（弁護士・公認会計士）	240,000		2万円×12ヶ月
その他経費計	4,794,000		
管理費計		12,918,000	
経常費用計			45,678,000
当期正味財産増減額			-0
前期繰越正味財産額			514,731
当期正味財産の増額			30,000,000
次期繰越正味財産額			30,514,731

【特記事項】

令和8年度予算には「廃校採択後に拘わる経費」は未確定のため記載しておりません。

「研究開発費（こころの見える化プロジェクト）」も総額未確定のため記載しておりません。

上記のとおり、報告いたします。

令和7年1月5日

NPO法人那須こどもホスピスプロジェクト

代表理事 廣田 功

